

本通知における取組へ計画相談支援が関与した際の報酬算定に係る留意事項

(計画相談支援事業所が関与を開始する時期について)

移行にあたっては本人が移行後の生活のイメージを見通しをもつため、入所施設と相談支援事業者が協働して本人への移行支援に取り組むことが重要である。そのため、経過的施設入所支援の利用申請段階など、可能な限り早期から、計画相談事業所の積極的関与をお願いしたい。

その際、要件を満たす場合には初回加算を算定することが可能であるが、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定においては、以下の通り初回加算の回数を重ねて算定することが可能となるよう加算を拡充したところであり、これらを活用し、より早期から本人との関わりを開始し、信頼関係の醸成や的確なアセスメント、サービス等利用計画案の作成等に努めていただきたい。

<初回加算の拡充部分>

- ① サービス等利用計画案交付まで3ヶ月以上を要した場合であって、
- ② 契約日から3ヶ月を超えた日以降、月2回以上訪問による面接を行った場合に、3回分を限度として重ねて算定することを可能としたところである。

(利用者の支援について検討する場への参加について)

計画相談支援(18歳以上)においては、相談支援専門員が契約中の利用者に係る「個別ケース会議」や「ケース会議」へ参加するに際し、要件を満たす場合には、集中支援加算(会議参加)又は継続サービス利用支援費の算定が可能である。

また、継続サービス利用支援費を算定する場合において、個別ケース会議がサービス担当者会議実施加算の要件を満たす場合は、当該加算の算定が可能である。

なお、予定されたモニタリング月以外にモニタリングを実施し、継続サービス利用支援費の算定をしようとする時は、支給決定市町村と事前に協議を行い、モニタリング頻度の変更を行うこと。